

いじめについて

いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じるものをいう。（いじめ防止対策推進法）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめ防止の重要性

「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、いじめ防止のために様々な取組が行われてきましたが、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しています。いじめ問題は学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持つことが重要です。

家庭でのサインとして、以下のような事項に注視し、「おや」と思うようなことがありますたら、すぐに学校への連絡や教育センターへ相談しましょう。

- ・よく怪我をしたり、衣類や持ち物の破損や汚れが目立ったりする
- ・持ち物がよくなくなる
- ・学校の事や友達の話をさけ、部屋に閉じこもることが多くなる
- ・体調不良を訴え、登校を渋ったり、転校を口にしたりする
- ・友人からの電話で、急な外出が増える
- ・急激に忘れ物が増えたり、成績が落ちたり、体重が減ったりする
- ・食欲がなくなったり、睡眠不測になったりする 等

参考：文部科学省 いじめ防止等の対策資料